

議案第 29 号

千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程

千代田区立九段中等教育学校教育職員の標準的な職に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、標準的な職を定めることを目的とする。

(標準的な職の構成)

第 2 条 地方公務員法第 15 条の 2 第 2 項の標準的な職は、別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

職制上の段階	標準的な職
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項に規定する校長に該当する職員が属するもの	校長
法第 69 条第 2 項に規定する副校長に該当する職員が属するもの	副校長
法第 69 条第 2 項に規定する主幹教諭（生徒の養護をつかさどる場合を除く。）に該当する職員が属するもの	主幹教諭
法第 69 条第 2 項に規定する主幹教諭（生徒の養護をつかさどる場合に限る。）に該当する職員が属するもの	主幹教諭（養護）
法第 69 条第 2 項に規定する指導教諭に該当する職員が属するもの	指導教諭
法第 69 条第 1 項に規定する教諭に該当する職員のうち、主任教諭の名称を有する職員が属するもの	主任教諭

法第 69 条第 1 項に規定する養護教諭に該当する職員のうち、主任養護教諭の名称を有する職員が属するもの	主任養護教諭
法第 69 条第 1 項に規定する教諭に該当する職員が属するもの	教諭
法第 69 条第 1 項に規定する養護教諭に該当する職員が属するもの	養護教諭
法第 69 条第 2 項に規定する栄養教諭に該当する職員が属するもの	栄養教諭